

北海道砂川高等学校 BYOD 推奨端末販売事業者に係る事務取扱要領

(令和 3 年 1 2 月 7 日 北海道砂川高等学校長決定)

第 1 目的

この要領は、北海道砂川高等学校（以下「学校」という。）において、生徒が個人所有の端末を学校に持ち込む方法（以下「BYOD」という。）を実施するにあたり、別に指定する仕様を満たす端末（以下「学校推奨端末」という。）を販売する事業者に係る必要な事務の取扱いについて定めることを目的とする。

第 2 内容

- 1 学校は入学予定者及び保護者等（以下「入学予定者等」という。）に学校推奨端末を販売する事業者（以下「取扱店」という。）に係る資格要件を定め、取扱店を募集する。募集期間については、学校長が別に定めるものとする。
- 2 学校は応募のあった事業者について審査し、資格要件を満たす全ての事業者を取扱店として登録する。
- 3 学校は登録した取扱店を入学予定者等に紹介する。
- 4 入学予定者等は学校が紹介した取扱店の中から学校推奨端末を購入する。ただし、入学予定者等が取扱店以外の店舗等で端末を購入することは、これを妨げない。
- 5 学校推奨端末の納品に関し、学校への一括納品は認めない。
- 6 学校推奨端末の販売に関し、入学予定者等と取扱店との間で生じた争議について、学校は一切関与しない。

第 3 取扱店の資格要件

次の 1 から 7 の全ての要件に該当すること。

- 1 次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。
 - (1) 北海道の物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - (2) 北海道立高等学校等へのBYOD端末に係る情報提供事業者応募要領で募集する説明事業者（取扱業者）として登録されていること。
- 2 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- 4 暴力団関係事業者等でないこと。
- 5 学校が別に指定する仕様を満たす端末の供給が可能であること。
- 6 受注から納品までの日数を学校に提示し、確認を受けていること。
- 7 受注方法、代金受領方法及び納品方法を学校に提示し、確認を受けていること。

第 4 取扱店の申請方法

取扱店の登録を希望する者は、「学校推奨端末取扱店登録申請書（別記第 1 号様式）」に関係書類を添えて学校事務室に提出し、審査を受けなければならない。

第 5 審査結果の通知

- 1 審査結果は、「学校推奨端末取扱店登録決定通知書（別記第 2 号様式）」又は「学校推奨端末取扱店欠格通知書（別記第 3 号様式）」により申請者あて通知する。
- 2 上記 1 で欠格とされた者の再申請は、これを妨げない。

第 6 取扱店の紹介方法

学校は、取扱店及び当該取扱店が販売する端末について、入学予定者等への文書配布等の方法により、学校が必要と認めた情報を紹介するものとする。

第 7 学校との協議

取扱店として登録された事業者は、次の事項について学校と協議し、承認を受けなければならない。

- 1 入学予定者等に対する案内文書等の作成
- 2 ECサイトでの受注の場合は専用ECサイトの構築
- 3 その他学校推奨端末の販売に付随する事項

第 8 登録の取消し・変更

- 1 取扱店は登録後、申請した内容に変更等が生じた場合、又は登録の解除を希望する場合は、「学校推奨端末取扱店欠格事由発生・変更等届（別記第 4 号様式）」により速やかに学校に届け出なければならない。
- 2 学校は、上記 1 の届け出の内容が第 3 の 1 から 5 の資格要件を欠くこととなった場合、又は登録解除の希望があった場合は、「学校推奨端末取扱店登録取消通知書（別記第 5 号様式）」により登録を取り消すものとし、第 3 の 6 若しくは 7 の内容変更、又は製品の仕様変更である場合は、内容を確認後、「学校推奨端末取扱店登録変更通知書（別記第 6 号様式）」により登録内容を変更する。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。